

1. 賦課基準日 令和4年4月1日現在の土地原簿記載地積に基づき地積割賦課する。
2. 賦課地目及び単価 別表のとおり
3. 賦課期日及び納入期限 経常賦課金の賦課期日（通知書の発行日）及び納入期限は下記のとおりとする。

期別	第1期	第2期・全期	附記
賦課期日	令和4年6月6日		下記①~⑥の地域を含む
納入期限	令和4年6月27日	令和4年11月25日	

但し、下記①から⑥については全期賦課扱いとする。（年1回賦課）

- ① 畑地かん水構造改善地域（田野中川地区、上市地区）
 - ② 広江・今在家地域
 - ③ 北条一部地域（下田ポンプ掛り、北塚地区、御茶屋筋）
 - ④ 三芳一部地域（築池掛り、駅裏地区）、楠河一部地域（楠河小学校周辺地区、宇佐八幡神社周辺地区）
 - ⑤ 年間賦課額が5千円未満の組合員
 - ⑥ 西条市以外に在住する組合員
4. 徴収方法 組合費は直接徴収とする。但し、西条市氷見土地改良区、西条市橋土地改良区については徴収を委任する。
5. 賦課額計算処理 賦課区域ごとに、賦課決定額に端数を生じた場合は1円未満を切捨てとする。

【 別 表 】

賦課種別	地目	賦課区域	賦課単価 (10a)	附記	
経 常 賦課金	田	既定地域	3,410	規定地域(田)の 14%	
		小松・西条新規地域			
		特別地域	3,130		
		川根新規	1,894		
		広江・今在家地域、北条一部地域(下田ポン プ掛り、北塚地区、御茶屋筋)	478		
		内前地区(過行ポン プ、柏木ポン プ掛り)			
		旧小松町第四土地改良区(聖徳寺ポン プ掛り を除く角部ポン プ本線水路掛り)(1号～8号 支線)			
		楠河一部地域(楠河小学校周辺地区)、三芳 一部地域(築池掛り、駅裏地区)			
		新宮地区(徳重第1ポン プ掛りを除く)	1,023		規定地域(田)の 30%
		内前地区(過行ポン プ、柏木ポン プ掛りを除く)			
	旧小松町第四土地改良区(聖徳寺ポン プ掛り を除く角部ポン プ9号支線掛り)				
	楠河一部地域(宇佐八幡神社周辺地区)				
	畑	畑地かん水構造改善地域(田野中川地区、 上市地区)	1,894		

- (注記)
- 管内における未通水の畑かん地区及び沿岸部一部地域については賦課金免除とする。
 - 別表に定める地目区分の「田」とは、国営事業及び県営事業の受益確定時の地目であり、土地改良法第42条第2項に基づく当土地改良区地区除外等処理規程に定める手続きにより決済が行われた場合に限り地区から除外する。